

## 港区小規模事業者登録制度について

港区では、区内中小企業の地域経済活性化策として、区が発注する工事等の請負、物品の買入れ、委託契約などのうち、「小額で簡易な契約」を希望する事業者の登録を行い、「区内小規模契約事業者名簿」を作成しています。

これは、港区競争入札参加資格者として区に登録されていない区内中小企業者にも、区の仕事の受注機会を提供することにより、区内中小企業者の経済活性化を図ることを目的としています。

高額・高度の技術などを必要とする契約は、契約管財課において入札参加資格のある事業者を対象として入札等を行っていますが、小額の契約（予定価格が130万円以下の工事、80万円以下の物品の購入等）については、それぞれの課・事務局・支所・事務所・センター・学校・園等において、複数事業者からの見積り合せ（見積金額の比較）を行い、受注者を決定しています。

この各課等で行う契約の際、区内小規模契約事業者名簿を積極的に活用しています。

### ●登録の対象となる事業者

次の1から5のすべてに該当する方

- 1 法人事業者の場合は、港区に本店として登記簿上の本店所在地を置き、当該所在地において営業を行うものであること。また、個人事業者の場合は、区内に住民登録があり、区内において営業を行うものであること。
- 2 中小企業基本法第2条の範囲の事業者であること（中小企業基本法第2条の範囲の事業者であるかは裏面を参照して御確認ください。なお、特定非営利活動法人は中小企業基本法第2条に規定する事業者には該当しないため、登録できません。）。
- 3 港区競争入札参加資格（工事・物品）の登録をしていないこと。
- 4 登録・免許・許可等（以下「許可等」という。）を営業の要件とする業種について、当該許可等を受けていること。
- 5 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者でないこと。

### ●登録後の名簿活用

小規模な契約案件について優先的に見積り依頼を行うよう努めます。

**※ なお、この制度は、受注を保証するものではありません。**

### ●登録の有効期間

登録の抹消届を提出した場合及び登録の要件に該当しなくなった場合を除き、登録を継続します。

### ●登録方法について

- 1 提出書類

**港区小規模事業者登録申請書に次の書類を添付し、御提出ください。**

(1) 法人の場合 現在事項全部証明書（登記簿謄本）

(2) 個人の場合は、次のア及びイの書類を添付してください。

ア 住民票

イ 個人事業の開業届出書（税務署受付印が押印済みのもの）の写し（**※個人番号については黒塗りするなど、読み取れないように処理してください。個人番号の記載があるものについては、受理できません。**）

2 提出場所 ⇒ 区役所10階 契約管財課契約係 窓口（**郵送不可**）

3 受付時間 ⇒ 午前8時45分から正午まで、午後1時から5時まで

### ●使用印鑑について

- ・申請時に使用する代表者の印は、今後、見積書や契約書、請求書等に使用していただくことになりますのでご注意ください。

<裏面あり>

「登録申請書」は、区役所 10 階 契約管財課契約係の窓口で配布しています。  
また、電子データは、港区ホームページ「様式のダウンロード」に掲載していますので、後参照ください。

● 問い合わせ先

契約管財課契約係 電話 03-3578-2111 内線 2140～3・2134・2298

【参考】

中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）第二条抜粋

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。
  - 3 この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。
  - 4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。
  - 5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。